

第 51 回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）
広報デザイン使用取扱要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、第 51 回全国高等学校総合文化祭（2027いしかわ総文）（以下「大会」という。）の広報デザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広報デザインの定義）

第 2 条 この要領において、広報デザインとは、第 51 回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めたもので、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大会シンボルマーク
- (2) 大会愛称ロゴ
- (3) 大会テーマ毛筆表現
- (4) 大会ポスター原画
- (5) 大会マスコットキャラクター及び愛称
- (6) 大会イメージソング

（使用目的）

第 3 条 広報デザインは、大会の開催趣旨に賛同し、大会の広報に寄与する事業において使用することができるものとする。

（使用承認の申請）

第 4 条 広報デザインを使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ広報デザイン使用承認申請書（様式第 1 号）に広報デザインの内容が分かる書類等を添付して実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に広報デザインの使用見本を事務局長に提出することをもって足りるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人全国高等学校文化連盟又は石川県高等学校文化連盟が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が大会の広報及び教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 大会の協賛企業及び団体並びにその他これに類する企業及び団体が広報の目的で使用するとき。
- (5) その他事務局長が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、営業又は販売物に広報デザインを使用しようとする者は、あらかじめ事務局長と協議した上で、申請書を提出するものとする。

3 使用承認の申請のために事務局長へ提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しないものとする。

(使用の承認)

第5条 事務局長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、必要な条件を付して広報デザイン使用（内容変更）承認書（様式第2号）を使用希望者に交付し、使用の承認を行うものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (3) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (4) 県独自の事業又は県の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と認められるとき。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) その他事務局長が承認することが適当でないと認めたとき。

(使用料)

第6条 広報デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 広報デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、事務局長の付した条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。

- (3) 大会マスコットキャラクターについては、原則として「2027いしかわ総文 大会マスコットキャラクター つづみ丸」と表記すること。ただし、事務局長が使用対象物件の美観・機能等を著しく損なうと認めた場合は、これを省略することができるものとする。
- (4) 広報デザインを使用する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。
- (5) 商標登録又は意匠登録の出願を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを、公表する前に速やかに事務局長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) 事務局長の求めに応じ、広報デザインの使用状況について報告すること。
- (8) 大会が何らかの事由により中止され、又は大会の内容の変更が行われた場合であっても、実行委員会に対して損害賠償その他の請求及び権利の主張を行わないこと。
- (9) 広報デザインを使用した全ての著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、実行委員会に帰属する。

（承認内容の変更の申請）

第8条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ広報デザイン使用承認内容変更申請書（様式第3号）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用承認については、第5条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第9条 事務局長は、広報デザインの使用がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該広報デザインの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。
- 3 第1項の規定による取消しは、広報デザイン使用承認（内容変更承認）取消通知書（様式第4号）をもって行うものとする。
- 4 第1項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

（損害賠償）

第10条 広報デザインの使用により、使用者が実行委員会に損害を与えたときは、事務局長は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。

- 2 広報デザインの使用承認を受けた者が当該広報デザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、実行委員会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(使用期間)

第 11 条 広報デザインの使用期間は、使用を承認した日から実行委員会が解散する日までを限度とする。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、広報デザインの取扱いについて必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。